# 介護職員等処遇改善加算にかかる「見える化要件」について

令和6年度の介護報酬改定に伴い、旧介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算が一本化され、「介護職員等処遇改善加算」が創設されました。当該加算を算定するに当たり、①月額賃金改善要件、② キャリアパス要件、③職場環境等要件、④見える化要件の4つの要件を満たしている必要があります。この4つの要件に基づき、当法人における処遇改善に関する賃金以外の具体的な取り組み内容を、以下の通り公表します。

■「介護職員等処遇改善加算」の取得状況

| 施　設　名 | 加算の取得状況 |
|---|---|
| 特別養護老人ホーム特養鎌倉静養館 | 処遇改善加算Ⅰ |
| 特別養護老人ホーム特養鎌倉静養館 短期入所 | 処遇改善加算Ⅰ |
| 小規模多機能型居宅介護 材木座あじさいの家 | 処遇改善加算Ⅰ |
| 通所介護ケアセンターやまざくら | 処遇改善加算Ⅰ |
| 訪問介護事業 | 処遇改善加算Ⅱ |

■賃金以外の処遇改善に関する取り組み内容

| 区　分 | 当法人としての取組 |
|---|---|
| 入職促進に向けた取組 | 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築 |
| | 職業体験の受け入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施 |
| 資質の向上やキャリアアップに向けた支援 | 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修・中堅職員に対するケアマネジメント研修の受講支援等 |
| | 上位者・担当者等によるキャリア面接など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会の確保 |
| 両立支援・多様な働き方の推進 | 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備 |
| | 有給休暇が取得しやすい環境の整備 |
| 腰痛を含む心身の健康管理 | 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設備等健康管理対策の実施 |
| | 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備 |
| 生産性向上のための取組 | 介護ソフト(記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの)、情報端末(タブレット端末、スマートフォン端末等)の導入 |
| | 業務内容の明確化と役割分担を行い、職員がケアに集中できる環境を整備。特に間接業務(食事等の準備や片付け、清掃、ベッドメイク、ゴミ捨て等)がある場合は、いわゆる介護助手等の活用や外注等担うなど、役割の見直しやシフトの組み換え等を行う |
| やりがい・働きがいの醸成 | ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善 |
| | 利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供 |